

## 令和3年度第3回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和3年12月15日（水） 10：00～12：00

出席委員：指宿委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、曾根委員、奈良委員、原田委員、平尾委員（座長）、藤井委員、藤崎委員、安井委員、柳委員（五十音順）

欠席委員：青木委員、梅田委員

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	パブリックコメントの結果及び対応方針について	資料1	コピー機等のカーボン・オフセットについて	業界団体から非常に強い反対の声が上がり、令和4年度導入を断念し、継続検討になることは致し方ないと思うが、令和5年度には必ず実現できるような、スピード感を持ち検討を進めていただきたい。今回の案はカーボン・オフセットのみが要件になる書きぶりでもなく、そのみを調達要件とするはずもないため、そのような心配なりご指摘が出てくること自体おかしな話で、非常に後ろ向きな業界の姿勢を感じるところ。業界の指摘に対しては、まったくそういうものではないということを明確に答え、対応していただきたい。	丁寧に説明し、誤解を取り除いた上で、令和5年度からの実施に向けて、来年度引き続き協議を進めていきたい。
2	パブリックコメントの結果及び対応方針について	資料1	コピー機等のカーボン・オフセットについて	セブンイレブンなど2014年からカーボン・オフセットの機器を使っている。富士ゼロックスやキヤノンも、カーボン・オフセットの製品を出しており、業界として反対するというのが疑問である。反対があるところに押し切り行政がリードし、展開していくというのが行政の役割である。業界の反対で1年様子を見るというのは危機に感じる。	国として率先し、業界団体の反対があったとしても進めていくことはもちろん考えていたところ。ただ、J-クレジットについては1社のみ対応で、特定の事業者が先行して取り組んでいるものを基準化するのはどうかというご指摘もあった。また、市場の転換という意味では、業界団体からの協力を得たうえで進めていくのが理想的な対応であると考えている。来年度、業界団体の協力を得て進められるよう、対応していきたい。
3	パブリックコメントの結果及び対応方針について	資料1	有機農産物について	有機農産物は確かに食べる時は安全だが、生産過程で従来の農業に比べてCO2やメタンの発生が多いということがわかっている。LCAで考えた時に妥当なのか、検討の中でひとつの大きなパラメータとして考えてほしい。	今回は配慮事項に位置付けたところであるが、LCAで評価していくことについても今後の課題として受け止めたい。
4	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の改定案について	資料2、3	コピー機等のカーボン・オフセットについて	コピー機等の基準について、オフセットは本来、温室効果ガスの排出量を把握した上で削減努力をして、それでも削減できなかった分をオフセットする「知って、減らして、オフセット」が基本であるが、この文章では、まず減らす部分についての記述が抜けている。オフセットは、コピー機に限らず、あらゆる物品等に共通して適用すべき内容であるため、すべての物品等に共通の配慮事項とするとともに、カーボンニュートラルには至らないが、しっかりとした算定に基づいて、その一部なりをJ-クレジット等を使ってオフセットしているということが明確に証明できるようなものであれば、それを後押ししていく役割がグリーン購入法で果たせるのではないか。	コピー機は既に市場に製品があるため、先行して検討しているが、政府としてカーボン・オフセットした製品をより拡大させていくという方針は変わらない。特定の品目ということではなく、前文等でカーボン・オフセットされた製品の拡大について記載することや、具体的な品目についても、配慮事項から導入することで、拡大の手段としていくことも含め、対応を進めていきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
5	「環境物品等の調達 の推進に関する基本 方針」の改定案につ いて	資料2、 3	自動車について	自動車の世界的な状況を見ているとハイブリッドをグリーン購入法の対象に入れるのは明らかに時代遅れである。将来的にハイブリッドをグリーン購入法から外し、最低でもプラグインハイブリッド、あるいはEVにすると宣言しておくべきである。	
6	「環境物品等の調達 の推進に関する基本 方針」の改定案につ いて	資料2、 3	自動車について	電気自動車は確かにCO2の排出量が少ないが、台数が増えてくると発電能力が足りなくなり、一番早くできる火力発電に頼ることになる。また、家庭で軽油のエンジン発電機やガスの発電機を使うことになれば、ライフサイクルにわたるサプライチェーンで多くのCO2が排出される、あるいは環境負荷が発生してしまうということもある。単一の製品が良い悪いというよりも、それが及ぼす社会への影響、サプライチェーンの負荷まで考えて、将来的な戦略を考えていく必要がある。	ご指摘のとおり、ガソリン車に比べてEVの方が、そのものだけで見ると環境負荷が低減されるように見えるが、結果的にCO2排出の増大につながるのであれば、その環境負荷も当然考えるべきであると認識している。他の物品の調達に関しても、物品そのものだけではなく、それらが供給されるまでのサプライチェーンの中での環境負荷の評価は、現状対応できていないところではあるが、グリーン購入法の制度の中でどこまで対応できるか、今後の課題として検討させていただきたい。
7	「環境物品等の調達 の推進に関する基本 方針」の改定案につ いて	資料2、 3	自動車について	電気自動車のバッテリーを蓄電池として社会全体で活用していき、電気自動車で再エネが国内に普及するような仕組みが入っていくといいのではないか。	
8	「環境物品等の調達 の推進に関する基本 方針」の改定案につ いて	資料3	エネルギー管理シ ステム、再エネの 普及について	エネルギー管理システムについては、省エネだけをして、後はRE100電気を買ってきて終わりということになっていることも多いが、それでは再エネが進んでいかない。蓄電ももちろんだが、冷暖房であれば昼間の太陽光が発電している時の電気を使うような装置を入れ、再エネ自体が普及するようにしていく必要がある。	
9	特定調達品目及び判 断の基準等の見直し の概要（案）につ いて	資料3	バイオプラスチッ クについて	バイオプラスティックの定義はISOを引用することで良いが、バイオマスプラスティック25%以上というこの文言だけで、バイオマスプラスティックがすべて植物などからなる材料だと判断できるか。定義には「原料として植物などの再生可能な有機資源（バイオマス）を使用するプラスティック」とだけ表現されており、極端に言えばバイオマス部分が1%でも使用されていれば全体がバイオマスプラスティックと見なされることになるかもしれない。業界側が解釈を間違えると古紙偽装のときのようなことが起こり得る可能性がある。本基本方針の記述では、主要材料という言葉を使っているため、50%以上の素材についてカウントするのであれば良いと思うが、複合材料の場合等について読みにくくなっている。	実際のバイオ分を担保するために、基本方針上では「バイオベース合成ポリマー含有率」で基準を設定している。複合材料については、誤解のないようなかたちで調整したい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
10	特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）について	資料3	バイオプラスチックについて	個別の文言の問題ではなく、マスバランスアプローチや考え方があり、基本的に今はミックス素材になっている。今後きちんと考え方を検討する必要がある。	
11	令和4年度における検討方針・課題（案）	資料4	バイオプラスチックについて	穀穀や古米はバイオベースポリマーにカウントできないことについては定義上は明確になっているが、調達の現場では混乱するのではないかと。さらにマスバランスの概念が入るとその判断が非常に難しくなるため、環境ラベルの活用で連携を図ってほしい。	
12	令和4年度における検討方針・課題（案）	資料4	環境ラベルの活用について	エコマークについては、順次基本方針の中に書き込むようにしているが、満たしているものは一斉に入れる方が混乱がないのではないかと。積極的に共通して入れるような改定も検討していただきたい。	
13	令和4年度における検討方針・課題（案）	資料4	リユース、メンテナンスについて	リユースや製品のメンテナンスによって使用期間を長期化する、修理して再度利用するような取組について、この法律の中でどのように取り扱えるかわからないが、調達する側の責任、あるいはメンテナンスのサービスを評価するようなことにも、今後視野を広げていくと良い。	
14	令和4年度における検討方針・課題（案）	資料4	金属について	プラスチックについては、再生品の使用や製品のマテリアルリサイクルなどの項目も入っているが、金属に関しては再生利用を進めるといった視点が少ない。再生アルミ、再生レアメタルなどの利用を促進するような考え方を出せると良い。	金属に関しての再生品の視点など、不十分なところがあった。今後の見直しにあたり、ご指摘の視点も加えながら、見直しについて検討していきたい。
15	令和4年度における検討方針・課題（案）	資料4	金属について	金属やプラスチックについては、今後の環境影響評価として、何回リサイクルできるか等の累積環境負荷低減量の評価も必要になるのではないかと。金属と他の有機材料との違いもあると思うが、見通しはいかがか。	現状、リサイクルシステムの中で、回数までの評価の可否については知見がないところであるが、今後視点が必要になってくるのは間違いない。単純にリサイクルができるというざっくりとした内容ではなく、リサイクルの内容そのものを詳細に位置付けできるか、今後検討事項のひとつとして進めさせていただきたい。
16	令和4年度における検討方針・課題（案）	資料4	金属について	アルミニウムは、非常に良い対象だと思う。アルミについて情報収集し、どのくらい再生できるかという視点で考えていくと良い。	

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
17	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	電気の購入について	電力の購入をグリーン調達として位置付けるのか、入れるとすればどうするのか、次年度の議論において検討してほしい。	電力供給契約を行う際の事業者の選定方法等については、環境配慮契約法の中で位置付けをしているところ。再生可能エネルギーの調達については、今年度とりまとめることはできなかったが、来年度に向けて引き続き議論を行いたいと考えている。グリーン購入法の中で位置付けるのは難しいが、環境配慮契約法の周知を適切に行うということは進めていきたい。
18	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	電気の購入について	環境配慮契約法の委員と意見交換をするような場を持つようなことができると良い。シェアリングやリースなど、購入ではなく契約の形が増えているため、思い切った対応を考えていただきたい。	
19	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	太陽光発電システムについて	来年度、太陽光発電システムについて議論することになっているが、現在、再生可能エネルギーの設備については、公共施設、庁舎等への導入拡大も課題となっている。したがって、太陽光発電システムについても、調達の基準だけを議論するのではなく、調達そのものをどう増やしたらいいのか、サービスとして提供する事業者をどのように扱っていくのか、ということも含めた議論をした方が良い。	再エネ設備については、今後かなり重要なポジションにある。物品としての基準だけではなく、サービスも含めて考えていきたい。
20	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	グリーン購入の普及・啓発について	グリーン購入という言葉を知らない一般の方も多く、行政のところまで止まってしまう可能性や一般市民に届く効率が悪いという課題が残されているのではないかと危惧している。グリーン購入を理解、賛同してもらい、大きな流れに参加してもらえるような普及啓発の方法を踏み込んで考えていけると良い。	地方公共団体が完全に対応できていないということもあり、地方公共団体を優先しているところではあるが、グリーン購入法の対象として、一般の国民の方々も一般的責務として対象となっている。今後、どのような手段で一般の方々に周知ができるか、推進に向けた取組について検討させていただきたい。
21	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	グリーン購入の普及・啓発について	普及活動は最近弱まっているところであり、地方公共団体に限らず、企業あるいは個人にぜひ広げていただきたい。環境省だけの力ではなく、エコマーク事務局や消費者団体等の様々な組織をうまく活用されると良い。	
22	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	検討課題全般について	製品を認定することは重要だが、それをどのように社会に広げていくのかというグランドデザインのようなものがあると良いのではないかと。	
23	令和4年度における 検討方針・課題 (案)	資料4	検討課題全般について	グリーン購入というのが社会的にも重要な段階になってきているにもかかわらず、従来型の姿勢で臨んでいるということが問題。グリーン購入の持つ社会的インパクトの大きいところはどこかということをきちんと分析し、それに対して課題を整理していくことが重要。特に、自動車、プラスチック、カーボン・オフセット、サービサイジングの4つについて影響力の整理をする必要があると考える。	